

新潟市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 26 日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第 21 号

新潟市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

新潟市中央卸売市場業務条例（令和 2 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 82 条・第 83 条」を「第 82 条—第 83 条の 2」に改める。

第 7 章第 1 節中第 83 条の次に次の 1 条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第 83 条の 2 市長は、規則で定めるところにより、法第 4 条第 5 項第 3 号ハに規定する事項を公表するものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。